

交 総 第 580 号
令 和 6 年 9 月 2 日

一般社団法人 埼玉県トラック協会
会長 瀬山 豪 様

埼 玉 県 警 察 本 部
交 通 部 交 通 総 務 課 長
(公印省略)

道路交通法の一部を改正する法律の施行に関する周知について（依頼）

平素から、交通安全活動を始めた警察活動に対しまして、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年5月24日に公布された「自転車利用者の酒気帯び運転及びながら運転の厳罰化」等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律については、法律の施行期日を定める政令により、令和6年11月1日から施行されることとなりました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮に存じますが、本改正内容について別添チラシを御活用の上、貴協会員へ可能な限り周知していただきますよう、御協力お願い申し上げます。

担当者

埼玉県警察本部交通部交通総務課

安全対策第二係 佐々木

電話：048-832-0110 (5056)

メール：koutukikakuka@mail.police.pref.saitama.jp